

# 神戸市交通局沿線施設利用促進事業

## 募 集 要 項

2023 年 3 月  
神戸市交通局

# 「神戸市交通局沿線施設利用促進事業」事業者募集要項

神戸市交通局では、地下鉄沿線地域の活性化及び賑わい創出に繋がる事業の企画および運営を行う事業者の募集を行っていますが、2023年度より新たに市バス沿線地域も対象とし、市バス・地下鉄および沿線施設の利用促進を図るため幅広く募集します。

## 1 募集内容

### (1) 事業の企画

ノエビアスタジアム神戸やユニバー記念競技場など、沿線にある大型施設の活用といった大規模なイベント、六甲山や谷上周辺、その他駅前広場などで行う集客イベント、または市バス・地下鉄と沿線店舗・商店街との連携事業など地域に密着した企画のほか、地下鉄の駅や車両の活用など幅広く募集します。

### (2) 事業の運営

上記(1)において提案した企画は、応募事業者の責任において、事業実施及び運営を行ってください。

## 2 応募事業者への協力内容（交通局負担内容）

応募事業者への協力内容は、以下の(1)から(3)の中から上記2において提案された企画内容ごとに審査を行い、(4)の範囲内で具体的に決定します。

### (1) 広報協力

交通局による活用が可能な媒体（中吊り、駅貼り、HP等）での広報について、協力します。

### (2) 運営費用の一部負担

集客を図る目的で設ける会場内のステージ設営・撤去、案内表示、清掃および警備等の運営にかかる費用の一部を負担します。その他、市バス・地下鉄の乗客増につながる企画に関する運営経費の一部も負担します。

### (3) 施設使用料の一部負担

企画内容が、市バス・地下鉄の乗客増に寄与すると判断される場合、その程度に応じて、施設使用料の一部を負担します。

### (4) 協力金額

上記(1)から(3)の協力金額の合計は、上限200万円とします。

またこれに加えて、交通局から沿線施設管理者等に対して、施設使用料の減免等の協力依頼を行います。ただし、沿線施設管理者の状況等により、協力が必ず得られるとは限りませんのでご注意ください。

## 3 募集期間等

2023年4月1日（土曜）～2024年3月31日（日曜）

なお、本事業における応募事業者への協力は、予算額を限度として、募集は打ち切りとします。

## 4 審査等

### (1) 審査項目

上記2において募集した企画内容は、以下の項目について随時総合的に審査を行い、事業の適用及び協力内容を決定します。

ア. 事業者の的確性

- ・企画内容を実施する経営能力等実績を有しているか。
- イ. 企画内容の集客性・新規性等
- ・一定規模以上の集客が見込めるものとなっているか。
  - ・沿線の賑わいを創出し、沿線の活性化や地域への貢献につながると考えられること。
  - ・市バス・地下鉄の乗客増が見込める内容となっているか。
  - ・沿線施設等を活用した新規事業又はそれに準じた内容となっているか。
- ウ. 実現可能性
- ・企画内容を迅速かつ円滑に実施できるか。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、応募事業者へ通知します。

(3) その他

次のいずれかに該当する者は失格とします。

- ア. 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- イ. 応募者資格を満たしていないもの

※失格事由が判明した際、速やかに募集者が負担した実費相当分の金額を返還していただきます。

## 5 募集スケジュール

① 企画提案書の提出

本募集要項に留意の上、企画提案書を作成してください。

② 企画提案書の審査

①において、提出いただいた企画提案書を、随時、審査します。

※審査の際、ヒアリングを行う場合があります。

審査を通過しなかった企画については、ここで不採択通知を送付いたします。

③ 交通局負担内容の確認（協定締結）

②の審査結果をもとに、交通局から当該事業に対する負担内容を確定する。

④ 事業実施

施設および各種関係機関に必要な手続き終了後、事業を実施してください。

⑤ 事業実施報告

事業の集客人数の報告、事業風景が分かる写真等を提出してください。

## 6 企画提案書の作成

企画提案書の作成にあたり、次に掲げる項目を必ず記入してください。（様式は自由です。）

(1) 応募事業者の概要

応募事業者の会社概要等を記載してください。

(2) 事業の実施方針

事業実施の基本的な考え方、特徴、アピールする点などについて、具体的に記載してください。

(3) 事業スケジュール

事業の日時及び事業に至るスケジュールを記載してください。

(4) 事業の実施体制

事業を実施する上で、どのような体制・役割分担で何名のスタッフで行うのか具体的に記載してください。

※人数については、概算可能。協賛・協力店舗等がある場合も記載してください。

(5) 広報

事業を実施する上での広報手段及び内容を具体的に記載してください。

(6) 集客規模

事業を実施する上での、目標集客数を記載してください。目標集客数を設定した根拠についても記載してください。

※根拠については、類似事例の集客実績で結構です。

(7) 収支見積

事業を実施する上での収支（見積もり）を記載してください。

※収支は、積算（消費税含む）が分かるように記載してください。

## 7 応募者資格

参加申込時において、次に掲げる項目のすべてに該当するもの

- (1) 法人又は個人で、自らが提案した企画を運営する能力があること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う企業等でないこと。
- (5) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (6) 神戸市の一般競争入札の参加者資格を満たしていること（地方自治法施行令第167条の4）。
- (7) 神戸市から指名停止措置を受けている企業等でないこと。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (9) 宗教活動や政治活動を活動目的とした法人および団体でないこと。

## 8 注意事項

応募者は、次に掲げる項目をあらかじめ承諾の上、申込みを行うようにしてください。

- (1) 応募した企画事業は、誠実に履行すること。
- (2) 応募した企画事業に関する一切の責任（事故等含む）をとること。
- (3) 事業の実施にあたり、適宜、事業参加者への安全等に十分な配慮を行うこと。
- (4) 天災以外の事由に基づき、事業を中止せざるを得ない場合は、事業実施に伴い神戸市交通局及び沿線施設が負担した額を返還すること。
- (5) 施設側に利用規程等がある場合には、それに基づいたものであること。

## 9 申込方法・問い合わせ等

- (1) 申込み先 神戸市交通局営業推進課利用促進係  
〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル3階  
TEL : 078-984-0129 FAX : 078-984-0203  
E-mail : eigyoukikaku@office.city.kobe.lg.jp
- (2) 申込み内容 企画提案書
- (3) 申込み方法 Eメール、郵送又は持参